

名 出 條	照 正
<p>別表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(一)</u> 1から9までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>11 (略)</p>	<p>別表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(一) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>11 (略)</p>

第2 医療型障害児入所施設

1～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  
(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算( ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)